

調査研究会の公開について（案）

1 会議について

調査研究会の会議は、原則公開とする。

ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがある場合、構成員間の率直な意見の交換が損なわれるおそれがある場合その他座長が必要と認める場合については、非公開とすることができる。

2 議事要旨及び会議で使用了資料について

（1）取扱い

調査研究会の議事要旨及び会議資料は、原則公開とする。

ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがあるもの、非公開の会議で使用了ものその他座長が必要と認めるものについては、非公開とする。

（2）公開方法

一般のアクセスが可能な総務省沖縄総合通信事務所のホームページに掲載し、公開する。